三重県立総合医療センターコンビニエンスストア運営事業仕様書

1 使用物件

（1）出店場所

三重県四日市市大字日永5450-132

三重県立総合医療センター（以下「病院」という。） １階

（2）面積

１００㎡未満とする。（エントランスホール内）

（3）平面図

別紙

（4）店舗の設置及び撤去

運営事業者は自らの責任と負担において、必要な設置工事を行うこと。店舗の設置工事については、工事開始前に、設計・施工上の協議を行うこと。

また、運営事業者が店舗の設置工事により設置した設備・機器類については、事業者が自らの負担と責任において、維持管理を行うこと。

工事中でも患者等の対応のため、緊急に工事の停止を命ずることがある。

2 使用用途

コンビニエンスストア

3 使用形態及び賃貸借契約期間

（1）運営事業者はコンビニエンスストアとして使用する部分について、固定資産貸付契約（以下「貸付契約」という。）を締結し、使用することとする。

（2）フランチャイズ方式は可とするが、契約当事者はコンビニエンスストア等運営会社（以下「チェーン本部」という。）とし、フランチャイズ加盟者等が店舗を運営する場合においても、最終責任はチェーン本部にあるものとする。

（3）賃貸借契約期間は、令和９年４月１日～令和１４年３月３１日までとする。この期間には、コンビニエンスストア開設に伴う工事、設備の設置及び開店準備、閉店に伴う現状復帰に要する期間を含むものとする。

（4）事業終了時には運営事業者の負担で、原則として原状復帰すること。

（5）賃貸借契約期間の満了までに運営事業者の都合により事業を中止しようとするときは、その３ヵ月前に病院へ書面で申し出るとともに、月々の施設使用料とは別に施設使用料の３倍に相当する額を違約金として病院へ支払うこと。

4 使用条件等

（1）営業日及び営業時間

営業日は毎日とし、営業時間は午前６時から午後１０時までとする。なお、病院が実施する電気設備点検等のため店舗設備等が使用できない日（年１回から２回）においてはこの限りでない。

また、営業時間におけるエントランスホールの既設の空調管理及び照明の点灯については、病院の負担において実施することとする。

（２）電話設置費用

内線電話は、病院が設置する。病院と事前協議の上、外線電話を設置することも可能であるが、接続に係る申込み手続き等は運営事業者の負担と責任で行うこととする。

その他情報通信回線についても同様とする。

（３）提供商品及び提供価格

提供商品及び提供価格は、「7 要求事項」を満たすことを前提に一般的な範囲で運営事業者が決定できることとする。

（４）サービス

コピー機、ＦＡＸ、各金融機関に対応したＡＴＭ（自動預け払い機）、マルチメディア情報端末を設置し、設置に当たっては、転倒防止の対応をすること。

宅配サービスが利用できること。

また、院内デリバリーサービスとして、１日１回各病棟へ飲食料や日用品などの巡回販売を行うこと。なお、病室への直接サービスは行わないものとする。

（５）販売を禁止するもの

酒類、たばこ、成人向け図書・雑誌等の病院運営上好ましくないものの販売は認めない。

（６）営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者負担において行うこと。

（７）衛生管理及び感染症対策

運営事業者は、関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任において対処するものとする。

（８）張り紙、看板等の表示

病院が許可した場所以外での張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。また、病院事業の運営に支障のある張り紙、看板等は認めない。

（９）商品等の搬入搬出

商品等の搬入・搬出時間経路・荷卸場所については、病院の指示に従うこと。

(10) 業務従事者の健康管理等

業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて作業を行うこと。また、万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に病院へ報告の上、病院の指示に従い、当該業務従事者への措置並びに他の者に感染することが無いような感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置にかかる費用は、事業者の負担とする。他に商品搬入の衛生教育も同様に徹底すること。

(11) 廃棄物の回収及び処分

店舗からの廃棄物の保管、回収及び処分については、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。

(12) 従業員の駐車場

従業員の駐車場が必要な場合は、病院の指示に従うこと（病院敷地内の駐車場の使用は認めない）。

(13) 使用上の制限

使用物件は、最善の注意を持って、維持管理すること。また運営事業者は、使用物件をコンビニエンスストアの営業以外の用途に供してはならない。なお、病院建物内は禁煙であり灰皿の設置はできない。

(14) 緊急時の対応

事故や犯罪等、若しくは事故や犯罪等に準ずる事態が発生した場合は患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、病院に報告すること。また、営業時間内外における事故発生時の連絡体制を書面にて予め病院へ届け出ること。

(15) 大規模災害時等の対応

地震等大規模災害発生時や新型感染症大流行時などにおける病院からの協力要請に対して誠意を持って対応すること。

(16) 第三者の使用禁止

賃借した部分を第三者（病院にあらかじめ届け出たフランチャイズ加盟者を除く）に使用させ、または転貸してはならない。

(17) 法令等の遵守

本件の使用にあたっては、関係法令及び規程を遵守すること。

(18) 損害賠償

運営事業者の責に帰すべき事由により病院又は第三者に損害を与えた場合には、すべて運営事業者の負担と責任において賠償をすること。なお、利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに病院に報告すること。

また、病院は、病院の責に帰することが明らかな場合を除き、当該コンビニエンスストアに係る盗難事故や破損等に関しては一切の責任を負わないものとする。

(19) 店舗以外のエリアの有効活用

病院利用者等のサービス向上、職員の福利厚生の充実に資することを目的に、店舗に隣接するエリア等の有効活用方法を提案し、病院の承諾を得て活用することができるものとする。

(20) 店舗等への来店客の出入り

午後１０時から翌日午前６時までの間、店舗及び上記(19)で提案、活用するエリアへの来店客の出入りはできないものとする。

また、夜間・休日・祝日においては、コンビニのみの利用で当院への入館はさせない。なお、診療材料の購入を目的とする場合は除く。

(21) その他

この仕様書に定める事項のほか、営業に際し必要な事項が生じた場合は、病院と協議すること。

5 使用料（月額）

営業開始日又は満了日が月の途中となる場合、日割計算によるものとする（円未満の端数切捨て）。また、施設使用料は、毎月、別途発行する請求書により、施設使用月の翌月末までに病院指定の口座に振り込むこと。

6 経費の負担

（1）使用物件の維持管理のため通常必要とする経費（蛍光灯の交換、エアコンのフィルター清掃・交換等）のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかるすべての経費は運営事業者の負担とする。

（2）電気料金等の光熱水費については、別途発行する請求書により、病院の指定する期日までに支払わなければならない。なお、使用料等の振込手数料が必要な場合は、運営事業者の負担とする。

7 要求事項

（1）セーフティマネジメント

① 定期的に施設内の床、壁、天井等の清掃を行い、鼠又は害虫の侵入防止に努めること。

② 初任者研修等、従事者に対する研修は十分に行うこと。

（2）提供商品

① 日用品（洗面用具、タオル等）、衣料品（下着等）、マスク。

② 切手、はがき、収入印紙

③ 病院が入院患者等に必要と判断する介護用品、衛生材料等（病院の指示に従うこと）。

商品の例：ストマ関連用品、医療用弾性ストッキング、包帯、ガーゼ、オムツ、シーツ、ねまき、腹帯、ガウン、母乳補助剤、嚥下補助剤等

その他、経腸栄養剤、特殊な衛生材料・介護用品等については、取寄せ販売すること。

また、ロット数を使い切れない商品については、ばら売りすること。

④ 弁当類については、品薄が生じることの無いよう努めること。

⑤ その他運営事業者が提案する商品等。

（3）売上報告

毎月１０日までに前月売上げを報告すること。

（4）マスク自動販売機

既設のマスク自動販売機（㈱ダイト社製手動式自動販売機DF-8）２台（エントランスホール入口と防災センター前に設置）を管理すること。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

病院は、運営事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第３条又は第４条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9　不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）運営事業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　病院に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、病院と協議を行うこと。

（2）病院は、運営事業者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、落札資格停止等の措置を講じるものとする。